

(年度末は申請が集中するため、通常よりお時間をいただく場合があります。申請は治療終了後、お早めに行ってください)

様式
関

この書類は、事実上の婚姻の夫婦または治療費助成を受けてから出生等した子があり、助成回数の上限までの助成を受けている夫婦が助成回数のリセットを希望する場合にのみ提出頂く書類です。

特定治療支援事業申請書(別紙)

費の助成を申請しま

事実上の婚姻の夫婦の場合、「事実婚」に○を記載下さい。

夫氏名

妻氏名

注) 太枠の中をご記入ください。

| 婚姻種別 | | 法律婚 ・ 事実婚 | ※左記のいずれかに○を付けること。 | |
|---|-----------|--------------|-----------------------|--|
| | | (ふりがな) 氏名 | 生年月日 | 出生等の別 |
| 特定不妊治療助成を受けた後に 出産した子等の氏名等 | 第一子 氏名 | () | 昭和 平成 令和 年 月 日生 | 出生 <input type="checkbox"/> 不妊治療によるもの (特定・一般) <input type="checkbox"/> 自然妊娠によるもの (同居・別居) 死産 |
| | 第二子 氏名 | () | 昭和 平成 令和 年 月 日生 | 出生 <input type="checkbox"/> 不妊治療によるもの (特定・一般) <input type="checkbox"/> 自然妊娠によるもの (同居・別居) 死産 |
| | 第三子 氏名 | () | 昭和 平成 令和 年 月 日生 | 出生 <input type="checkbox"/> 不妊治療によるもの (特定・一般) <input type="checkbox"/> 自然妊娠によるもの (同居・別居) 死産 |
| 1. 上記には特定不妊治療を受けた後に出生した子及び妊娠12週以上の死産の氏名は記載省略可 | | | | |

特定不妊治療費助成を受けてから出生または死産(妊娠12週以降の死産に限る)した子について記載下さい。なお、死産の場合は氏名の記載を省略しても構いません。

出生または死産のどちらかに○を付けて下さい。出生の場合は、「不妊治療によるもの」か「自然妊娠によるもの」のどちらかの□に☑(チェック)の記載をした上で、「特定・一般」もしくは「同居・別居」のいずれかに○の記載をお願いします。

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の利用の手引をご覧のうえ、記入してください。

- 婚姻種別について
 - ・ この申請による助成については、法律上の婚姻関係を要件とはしませんが、婚姻種別により提出書類等が異なるため、その種別について記載して頂きます。
 - ・ 事実婚の場合の「①重婚でないことを確認できる書類」とは「夫婦の戸籍謄本」等となります。
 - ・ 「②世帯の状況が確認できる書類」とは「夫婦の住民票(世帯全員)」等となりますが、「別世帯である場合」は、「③事実婚関係に関する申立書」にその理由の記載が必要となります。
 - ・ 「③事実婚関係に関する申立書」に出生した子について「認知」を行う意向があることの記載が必要です。
- 特定不妊治療助成を受けた後に出産した子等について
 - ・ 特定不妊治療助成を受けた後に出産した場合、その後に子を得るための治療を行った際に、妻の年齢による助成回数の上限がリセットされますが、出生又は死産(妊娠12週以降に死産した児に限る)により提出書類等が異なるため、その別を記載して頂きます。
 - ・ 出生の場合の「④出生児の生年月日等が確認できる書類」とは、「出生児の住民票(世帯全員)」及び「出生児の戸籍謄本」等となります。
 - ・ 死産の場合の「⑤死産児の死産の事実が確認できる書類」とは、「死産届の写し」「母子健康手帳の「出産の状況」ページの写し」「死産証書(死胎検案書)の写し」等となります。
- 添付書類は原則、一緒に提出してください。
 - ・ 申請書や過去の申請書(別紙)に添付した住民票・戸籍等で「事実婚」や「特定不妊治療助成を受けた後に出産した子等の氏名等」の内容が確認できる場合は、その添付書類の省略が可能です。
- 申請書(別紙)に虚偽の記載があった場合、助成金の返還を求めることがあります。

本申請(別紙)で取得した個人情報については、助成に関する事項以外には使用しません。